

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 1 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500527号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500098号

第1 結論

昭和58年4月から平成4年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から平成4年1月まで

平成21年に社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、国民年金は加入記録がないとの回答だった。国民年金の加入手続は、詳細は覚えていないものの、勤務していた会社を退職した昭和58年4月に自分若しくは母がA市役所で行い、当初の国民年金保険料は母が納付したと思われる。B市に転居した昭和59年以降は保険料を滞納していたものの、平成4年頃にC市からD市に転居する際に、まとめてC市役所にて保険料を納付した記憶がある。調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしいとしているが、請求者の基礎年金番号における被保険者記録によると、厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、国民年金の被保険者記録はなく、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者によれば、請求者の母親は、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付等についてよく覚えていないとしており、請求者も平成4年頃にC市役所においてまとめて国民年金保険料を納付したとする以外に、請求期間を通じて保険料の納付方法、納付場所、納付時期、納付額及び転居時の国民年金の住所変更手続等の具体的な内容は記憶しておらず、請求期間の納付状況等が不明である。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続時に交付された青色の年金手帳があった旨の話を請求者の母親がしていると陳述しているが、請求期間当時発行されていた年金手帳はオレンジ色の手帳であり、青色の年金手帳は平成9年1月の基礎年金番号創設時以降の手帳であることから、請求内容と相違している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出

簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500536号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500224号

第1 結論

請求期間①について、請求者のAクリニックにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB医院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで
② 昭和61年4月1日から昭和63年3月31日まで

請求期間①について、私はC市のAクリニックに歯科技工士として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私はD市のB医院に歯科技工士として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、Aクリニックの院長の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同クリニックに歯科技工士として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、Aクリニックは、厚生年金保険の適用事業所であった記録はない上、同院長は、当院は厚生年金保険には加入していないので、請求期間①に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していなかった旨陳述している。

また、請求者は、請求期間①当時の同僚を記憶しておらず、これらの者から厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、請求者は、厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料を有しておらず、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

請求期間②について、当時のB医院の院長の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同医院に歯科技工士として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B医院が法人化して医療法人B会となり、厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間②より後の昭和63年9月13日であり、当該期間は適用事業所ではなかった。

また、B 医院の院長は、請求期間②について、当院は厚生年金保険には加入していないので、当該期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していなかった旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間②当時の同僚を記憶しておらず、これらの者から厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、請求者は厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料を有しておらず、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。